

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第47号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年岩手県条例第50号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	（あっせん） 第4条 〔略〕 2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。 （1）～（6） 〔略〕 （7） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の7第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの （8）～（13） 〔略〕 3 〔略〕	（あっせん） 第4条 〔略〕 2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないことができる。 （1）～（6） 〔略〕 （7） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の8第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの （8）～（13） 〔略〕 3 〔略〕
2	（あっせん） 第4条 〔略〕 2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないこ	（あっせん） 第4条 〔略〕 2 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合においては、これをあっせん員のあっせんに付するものとする。ただし、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、あっせんに付さないこ

とができる。 (1)～(4) [略] (5) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法<u>第30条の6第1項</u>の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの (6) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法<u>第18条第1項</u>の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの (7)～(13) [略] 3 [略]	とができる。 (1)～(4) [略] (5) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法<u>第37条第1項</u>の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの (6) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助が求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされたもの若しくは指導若しくは勧告をしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法<u>第24条第1項</u>の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの (7)～(13) [略] 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。